

トピックス 市政

CITY TOPICS

工場などの新設・増設に伴う 奨励措置の指定申請

工場（製造業）などの新設、増設、設備投資に伴い、奨励措置を受けようとする事業者の方は指定の申請が必要です。詳しくは、問い合わせてください。

指定の申請時期

- ①工場等新設促進奨励措置は、新設する工場などの工事に着手する日の前日
- ②工場等増設促進奨励措置は、増設する工場などの工事に着手す

る日の前日

- ③償却資産増資促進奨励措置（1事業者1度限り）は、償却資産に係る地方税法第383条に規定する申告期日

※平成19年9月28日以後に指定地域内（準工業地域など）で、新設または増設した工場などの操業を開始した事業者の方、もしくは、これから操業を開始する事業者の方については、平成19年11月26日までの間において工場等新設促進奨励措置、工場等増設促進奨励措置の指定の申請をすることができます。

問合せ先

- ・市役所政策推進グループ
☎ 52-111111（内線288）
- ・高浜市商工会
☎ 53-11827

駅前放置自転車 クリーンキャンペーン

駅前周辺などに長期間、放置された自転車は、通行の妨げになるなど大きな社会問題となっています。

11月1日からの1か月間、放置自転車対策として、自転車利用者のモラル向上を目指し、県下一斉に駅前放置自転車クリーンキャンペーン啓発活動が実施されます。自転車は盗難防止のためにも駅

前広場や道路などに放置せず、自転車駐輪場を利用して、必ず施錠するようにしましょう。市内の自転車等放置禁止区域は次のとおりです。

皆様のご協力をお願いします。

問合せ先

- 市役所市民生活グループ
☎ 52-111111（内線265）

